

<p>○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

# 令和3年1月28日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第一号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「及び被災者生活支援室」を「被災者生活支援室及びワクチン対策室」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

4 保健福祉課ワクチン対策室においては、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係るワクチンの接種対策に関する事務（他課の分掌に属するものを除く。）をつかさどる。

## 附 則

この規則は、令和三年一月二十九日から施行する。